

◎新潟県告示第105号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成29年2月7日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 解除予定保安林の所在場所  
新潟県魚沼市松川字松川山996の143、大倉字葛倉1601の7、1601の10、1601の13
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅